

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月28日

新潟市長

中原八一

新潟市規則第11号

新潟市事務委任規則の一部を改正する規則

新潟市事務委任規則（昭和44年新潟市規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第1のうち2の表第6項第1号から第3号までの規定中「第12条第6項」を「第12条第8項」に改め、同項第77号中「第44条の5第1項」を「第44条の6第1項」に改め、同項第96号中「第51条の2第1項」を「第51条の3第1項」に改め、別表第1のうち2の表第36項第5号中「第38条第2項」を「第53条第2項」に改め、同項第6号中「第38条第5項」を「第53条第5項」に改め、別表第1のうち5の表第2項第3号中「第54条」を「第59条」に改める。

別表第2のうち1の表第4項第90号の次に次の1号を加える。

(90)の2 冷凍保安規則（昭和41年通商産業省令第51号）第3条の2第2項の規定による届出を受理すること。

別表第2のうち1の表第4項第91号中「（昭和41年通商産業省令第51号）」を削り、同項第93号の次に次の1号を加える。

(93)の2 液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第3条の2第2項の規定による届出を受理すること。

別表第2のうち1の表第4項第94号中「（昭和41年通商産業省令第52号）」を削り、同項第96号中「第77条第2項ただし書」を「第77条第3項」に改め、同項第97号中「第77条第6項」を「第77条第7項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(97)の2 一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第3条の2第2項の規定による届出を受理すること。

別表第2のうち1の表第4項第98号中「（昭和41年通商産業省令第53号）」を削

り、同項第100号中「第79条第2項ただし書」を「第79条第3項」に改め、同項第101号中「第79条第6項」を「第79条第7項」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(101) の2 容器保安規則（昭和41年通商産業省令第50号）第31条の2第2項の規定による届出を受理すること。

別表第2のうち1の表第4項第102号中「（昭和41年通商産業省令第50号）」を削り、同項第105号の次に次の1号を加える。

(105) の2 國際相互承認に係る容器保安規則（平成28年経済産業省令第82号）第21条の2第2項の規定による届出を受理すること。

別表第2のうち1の表第4項第106号中「（平成28年経済産業省令第82号）」を削り、同項第108号を次のように改める。

(108) 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第4号に規定する事務のうち、新潟市が処理することとされている法に基づく事務別表第2のうち1の表第5項を次のように改める。

5 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下この項において「法」という。）に関する事務

- (1) 法第3条第1項に規定する液化石油ガス販売事業者の登録をすること。
- (2) 法第3条の2第1項の規定により液化石油ガス販売事業者登録簿に登録すること。
- (3) 法第3条の2第2項の規定により通知すること。
- (4) 法第3条の2第3項に規定する液化石油ガス販売事業者登録簿の謄本の交付又は閲覧の提供をすること。
- (5) 法第4条第1項の規定により登録を拒否すること。
- (6) 法第4条第2項の規定により通知すること。
- (7) 法第6条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による届

出を受理すること。

(8) 法第8条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による変更の届出を受理すること。

(9) 法第10条第3項（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による地位の承継の届出を受理すること。

(10) 法第13条第2項の規定により命令すること。

(11) 法第14条第2項の規定により命令すること。

(12) 法第16条第3項の規定により命令すること。

(13) 法第16条の2第2項の規定により命令すること。

(14) 法第19条第2項の規定による業務主任者の選任又は解任の届出を受理すること。

(15) 法第21条第2項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出を受理すること。

(16) 法第22条の規定により命令すること。

(17) 法第23条（法第35条の4において準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出を受理すること。

(18) 法第25条の規定により登録を取り消すこと。

(19) 法第26条の規定により登録を取り消し、又は命令すること。

(20) 法第26条の2の規定により登録を消除すること。

(21) 法第29条第1項に規定する保安機関の認定をすること。

(22) 法第32条第1項に規定する認定の更新をすること。

(23) 法第33条第1項に規定する一般消費者等の数の増加の認可をすること。

(24) 法第33条第2項の規定による一般消費者等の数の減少の届出を受理すること。

(25) 法第34条第3項の規定により命令すること。

- (26) 法第35条第1項に規定する保安業務規程の認可及びその変更の認可をすること。
- (27) 法第35条第3項の規定により命令すること。
- (28) 法第35条の2の規定により命令すること。
- (29) 法第35条の3の規定により認定を取り消すこと。
- (30) 法第35条の5の規定により命令すること。
- (31) 法第35条の6第1項に規定する保安の確保の方法等の認定をすること。
- (32) 法第35条の7の規定による一般消費者等の数の報告を受理すること。
- (33) 法第35条の10第1項の規定により認定を取り消すこと。
- (34) 法第35条の10第2項の規定により催告し、及び認定を取り消すこと。
- (35) 法第36条第1項に規定する貯蔵施設等の設置の許可をすること。
- (36) 法第37条の2第1項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）に規定する変更の許可をすること。
- (37) 法第37条の2第2項（法第37条の4第3項において準用する場合を含む。）の規定による撤去等の届出を受理すること。
- (38) 法第37条の3第1項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）に規定する完成検査をすること。
- (39) 法第37条の3第1項ただし書（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による届出を受理すること。
- (40) 法第37条の3第2項（法第37条の4第4項において準用する場合を含む。）の規定による完成検査の結果の報告を受理すること。
- (41) 法第37条の4第1項に規定する充てん設備の許可をすること。
- (42) 法第37条の5第3項の規定により命令すること。
- (43) 法第37条の6第1項に規定する保安検査をすること。
- (44) 法第37条の6第1項ただし書の規定による届出を受理すること。

- (45) 法第37条の6第3項の規定による保安検査の結果の報告を受理すること。
- (46) 法第37条の7第1項の規定により許可を取り消し、又は命令すること。
- (47) 法第37条の7第2項の規定により通知すること。
- (48) 法第38条の3の規定による届出を受理すること。
- (49) 法第38条の10第1項の規定による特定液化石油ガス設備工事事業の届出を受理すること。
- (50) 法第38条の10第2項の規定による変更又は廃止の届出を受理すること。
- (51) 法第82条第1項又は第2項の規定により報告の徴収をすること。
- (52) 法第83条第1項又は第3項の規定により当該職員に立入検査及び液化石油ガスの収去をさせること。
- (53) 法第83条第2項又は第4項の規定により当該職員に立入検査をさせること。
- (54) 法第83条の2第1項の規定により命令すること（液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に係るものに限る。）。
- (55) 法第83条の2第2項の規定により損失を補償すること。
- (56) 法第87条第1項の規定により通報すること。
- (57) 法第87条第2項の規定による要請を受理すること。
- (58) 法第88条第2項の規定により保安の確保の方法等の認定又はその取消しを公示すること。
- (59) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号。以下この項において「省令」という。）第5条の2第2項の規定による届出を受理すること。
- (60) 省令第59条第2項の規定により貯蔵施設等完成検査証を交付すること。
- (61) 省令第68条第2項の規定により充てん設備完成検査証を交付すること。
- (62) 省令第81条第2項の規定による届出を受理すること。

(63) 省令第81条第5項の規定により充てん設備保安検査証を交付すること。

(64) 省令第132条の規定による報告を受理すること。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2のうち1の表第4項第108号の改正規定は、公布の日から施行する。